

# 令和7年12月第12回 真庭市農業委員会総会 議事録

## 1. 開催日時 令和7年12月10日（水）

午前10時00分から午前10時50分

## 2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

## 3. 出席委員（42人）

会長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原謙男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子

9番 入澤靖昭 10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己

13番 武村一夫 14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 16番 福島康夫

17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹 32番 長尾 修

33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 36番 浅田光明 38番 各務和裕

39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 二若正次

43番 高見寛二 45番 筒井一行 46番 清水 晃

## 4. 欠席委員（3人）

推進委員 28番 太安隆文 37番 戸田典宏 44番 佐子ゆかり

## 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告について

日程第6 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

主事 福井悠大 福田有子

## 7. 会議の概要

（午前10時00分 開会）

事務局長 皆さんおはようございます。  
ただいまから令和7年12月の総会を開会いたします。  
それでは、会長よりご挨拶お願ひいたします。

会長 おはようございます。  
師走に入りました。8日を過ぎましてここらでも数センチの積雪がありました。今日の朝も非常に冷え込んでおります。寒い冬が来たというふうにも感じております。  
いろいろと皆さんも大変な時期だろうと思いますけど、毎年行われております東京での大会に11月26日と27日に事務局の [ ] と行ってまいりました。26日は全国の農業年金者、農業年金の推進のセミナーということでありました。それから、27日が全国の農業委員会会長代表者大会ということで大勢の人が集まって開かれました。鈴木農林水産大臣も挨拶をされました。来年度の予算確保ということも大きな目標だというふうに思いますけど、地域計画をいかにどうしていくかということが非常に大きな問題だろうというふうに思います。そのことが、地域計画のブラッシュアップということで完成度の高いよりよいものにしていくという意味だそうでございます。12月2日に岡山県の市町村の農業会議のほうの研修会がありまして、委員さんにも大勢出席していただきました。その中でもブラッシュアップということが非常に取り上げられたところでございます。地域計画をつくっても、なかなか後をどうしていくかということが非常に大きな問題だろうというふうに思います。27日の日に岡山県の議員さんに議員会館に集まつていただきまして、出席した農業委員会会長と要請活動と、それから対談ということでいろいろ意見交換を行いました。中山間の会長さんも非常に多いんですけど、それらの中でやはり農業政策というのは転換期で変わっていくときでございます、大事なときでございます。中山間は中山間のやり方で、またやってほしいということでいろんな意見が出たところでございます。議員の方にも非常にそこはよく分かっていただきまして、二極化ではございませんけど、そういう政府のほうでも対策を取つていけたらいいな、そのように努力していきたいということでございました。

それから、農業委員会の農業委員、推進委員、今委員さんが2つに分かれとんですけど、こういう政策を進めていく意味では一本化したほうがいいんじゃないかということで議決されました。一本化に向けて制度化に今後頑張っていくという農業会議所のことも示されまして、会議では既決されたところでございます。どれぐらい先になるか分かりませんけど、やはり一本化の方向で今後進めていくんだろうというふうに思っております。2日の日にもいろいろと研修を受けましたけ

ど、美作市の上山地区の代表的な方だろうと思うんですけど、この方の講演がありまして、あそこは入植された方が新しい地域づくりを行っているところでマスコミ等にもよう取り上げられているところでございます。非常に大変なことだろうというふうに思いますけど、皆さん力を合わせて地域をつくっていってるんだろうという感じがいたしました。そういうところでも、何とかやり方によっては地域が活性化していくんだろうというふうにも感じております。そういうところでも参考にしながら、やはり我々地域でしっかりと話し合いをして何とか農業、農村を守っていきたいというふうに思っておりますので、こことのところも皆さんによろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、12月総会を開会したいと思います。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、会のほうを進めてまいります。

本日の欠席の委員さん、遅参の方はいらっしゃいませんので、ただいまの出席の委員さん全員でございます。19名中19名で定足数に達しておりますので、12月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、5番、[REDACTED]委員、6番、[REDACTED]委員を指名いたします。

日程2、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は12件となります。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆1, 037m<sup>2</sup>を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地確認を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号1についてご説明いたします。

12月5日に現地にて確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は農業をしていません。相続したこの田を耕作する人を探していました。この田の近くで農業をしている譲受人が耕作することとなり、同時に購入することとなりました。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は水稻を耕作しており、トラクター、田植機、コンバインを所有しております。耕作状況も問題なく、圃場をきれいに管理されています。その他指摘事項はありません。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆205m<sup>2</sup>を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、20番推進委員さんから説明をお願いいたします。

20番推進委員 議長。

議長 はい、20番推進委員。

20番推進委員 20番推進委員です。

番号2について、去る12月6日に譲受人に立会いただき現地調査を行いました。譲渡人には電話で確認をさせてもらいました。権利移転する事由の詳細についてですけども、譲渡人の話では、譲受人が自分の農地を耕作をするために、そこを通らないと耕作できないということで申請地の土地を通る必要がどうしてもあります、農機具を使うたびに譲渡人に断って通らせてもらっていたとのことです。そんな状況の中で譲渡人と、現在もう亡くなつておられます先代で農地の移転の話ができておりまして、現在では申請地をもう取得した状況で耕作をされておりました。これについては下限面積の関係がありまして、面積が1反8畝ほどの面積の耕作ということで、当時お願いしている方がなかなか対応が延びていった状況があったということでありま

す。そういう中で今回、譲渡人から譲受人に経緯の説明がありまして移転手続を行政書士に依頼したというふうなことでございます。続きまして、譲受人の耕作状況についてですけれども、譲受人の家庭は兼業農家ですが、譲受人は体が不自由なため、自ら耕作することが困難となっております。息子さんが主体に農作業を手伝っている状況です。譲受人と譲受人の奥さんの2人で現地で話を聞いたところ、現在所有している農地については刈取り作業などは委託しておりますけれどもトラクター等は持っておりますし、小農具は持っておりますし、それについて耕作に使っておりまして耕作に支障はないということです。今回は2畝ほどの申請農地でありますけれど、面積が小さいということで菜園場となっております。ということで、過去の経緯を聞きながら何ら問題はないというふうに感じております。以上のとおり農地の管理については問題ないと思われます。その他特に指摘する事項はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、北房の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田1筆803m<sup>2</sup>を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 22番推進委員です。

議案第48号の3番の件で12月2日に譲渡人から聞き取りし、現地の確認をいたしました。譲渡人は耕作面積も多く、しかも身体的にも農作業は困難なため、家庭菜園は耕作しております。他の土地は他の人に耕作してもらっていますが、このたび譲受人に申請地を譲渡することにしました。譲渡人と譲受人は親子です。譲受人の件ですが、譲受人は親子3人で他地区に住み会社勤めをしておりますが、農業は時々手伝う程度でした。両親が元気なうちに少しでも農業に関わりたいと思いました。農業機械は代々から伝わってトラクターもあり、もう耕作に支障を来さないと思います。その他いろいろとありますが、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、

田1筆243m<sup>2</sup>を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番委員です。

番号4番につきまして、12月2日に譲渡人立会の下、現地確認を行いました。また、譲受人は岡山市に住んでおられ、同日電話で確認をいたしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は長年にわたりこの申請地で野菜を作っていました。夫が7年前に亡くなられ1人で耕作していましたが、だんだんと高齢化により畠のほうも草との戦いに、だんだんと戦力不足となりまして申請地の見栄えも少しずつ悪くなってきております。誰か耕作してくれる人を探していたところ、申請地が譲受人の宅地と隣接していて、譲受人もこれから目の前で野菜が作れることを大変楽しみにしております。願ったりかなったりで話がすぐまとまりまして申請農地を取得するものでございます。譲受人の耕作状況ですが、自宅からかなり離れた山の上のほうに畠がありまして、ほかに農地はありません。所有の農機具は、耕運機と草刈り機を所有しています。今現在岡山市に住んでいますが、週に2日、3日は自宅に帰っております。年齢も70歳を超えてるので、仕事にもそろそろ切りをつけて地元に帰る計画を立てております。申請農地の取得後も農作業に従事するものと認められます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田1筆10m<sup>2</sup>を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いいたします。

32番推進委員 議長。

議長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員です。

番号5につきまして報告します。

11月29日に譲受人、譲渡人、双方に立会いいただきまして聞き取り調査を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は親戚関係に当たり、譲渡人の実家が譲受人の家のすぐ近くであり

ます。以前、実家裏の農地を譲受人から取得して、週末に農業を営んでいるという経緯があります。このたびの申請地は譲渡人が以前から所有していた農地ですが、狭小な農地で進入路もなく耕作不能な潰れ地となっております。現況も隣接する譲受人の農地の畦畔の一部のようになっている状態です。このため、利用価値のある譲受人が取得することになったということです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は当該申請地に隣接する田んぼを含め近隣に農地を所有しておられます。このたびの申請地は隣接する農地のあぜ及びあぜ道としての機能しかなく、譲受人の耕作にはほとんど影響がありません。なので、特に問題ないと思われます。その他指摘事項は特にありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、久世の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、田2筆177m<sup>2</sup>を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく32番推進委員さんから説明をお願いいたします。

32番推進委員 議長。

議長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員です。

No.6について報告します。

先ほどのNo.5と譲受人と譲渡人が逆に替わったという案件でございます。11月29日に双方立会いの下に現地調査を行っております。権利移転する事由の詳細ですが、先ほども申しましたように譲受人は実家裏の農地を以前譲渡人から取得して菜園をしていることもあり、番号5の譲渡しの話と併せて今回の申請地の譲受けについて要望し、話がまとまったということでございます。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は現在管理機、草刈り機を所有し、実家裏の菜園を耕作しておられます。岡山市に住んでおられます、週末に実家の家に来て作業しているということです。今回取得する農地は傾斜地にあり、のり面がほとんどの場所です。耕作の負担はそう大きくなく、今までどおりの週末の農作業で管理できるものと思われます。特に指摘事項はありません。

以上、審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請

農地、田3筆2, 605m<sup>2</sup>を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

11月30日に譲受人と現地確認を行って、詳細について話を聞きました。譲渡人はちょっと体が悪いということで自宅のほうへお伺いして話を聞いております。譲渡人は夫が亡くなつてから耕作ができないため、譲受人に耕作を委託してきましたが、今後子供も市外にいることから農業ができないということで贈与による権利移転でございます。譲受人は会社勤めを行いながら父親と一緒に農業を行っており、トラクター、コンバイン、管理機等、農業に必要な農機具は全て所有しております、今後も十分耕作していくものと思われます。したがつて、今回の権利移転については問題がないと思われますのでご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。

番号8でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田5筆2, 145m<sup>2</sup>を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 番号8についてご報告いたします。

譲受人と現地確認を11月29日にしました。譲渡人とは11月30日に兵庫県ということもあり電話で確認しました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人の関係はありません。譲渡人が森林組合に山を売りたいと相談した際に、田畠もあるのでそろえて売りたいとのことを言われ、森林組合の古い友人から譲受人に話が持ちかけられ、ほかに受けられる方もいないこともあります。引き受けて申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、受人は奥様と2人で耕作されていますが、機械は管理機1台を持っておられます。忙しくなれば、いつも従業員の方から農機具を借りていますし、皆さん手伝ってくれています。今後は、奥様の好きな野菜作りや果樹を作つていただきたいと言

われています。不耕作目的の取得ではありません。必要な農作業に常時従事すると認められます。その他の指摘事項はありません。審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、湯原の譲渡人が、同じく湯原の譲受人に、申請農地、田1筆2, 753m<sup>2</sup>を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願いいたします。

4番委員 議長。

議長 はい、4番委員。

4番委員 4番です。

番号9について、11月30日に譲受人、譲渡人、双方立会いの下、現地調査及び聞き取り調査を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は親戚関係にあります。譲渡人は公務員を退職後、長年にわたり自己保全管理を行ってきましたが、高齢により最近体調不良となり自ら管理することが難しくなりました。このたび親戚の譲受人と売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は兼業農家であり、家族5人世帯で父親が主に農業に従事しており、水稻20アール、ピオーネ、シャインマスカットを1.2ヘクタール、このたび30アール増反し、オーロラブラックなどを栽培されるということです。従業員も常時2名を雇用し、作業の忙しい時期にはシルバー人材センターを活用しながら経営の安定化を図っております。必要な農機具も一式完備しております、申請農地の取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号10でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、田2筆401m<sup>2</sup>、畠9筆1, 895m<sup>2</sup>を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、40番推進委員さんから説明をお願いいたします。

40番推進委員 議長。

議長 はい、40番推進委員。

40番推進委員 40番推進委員です。

番号10番につきまして、11月29日に譲受人、地区の世話人、農

業委員、推進委員の4人で現地確認いたしました。なお、譲渡人のほうは11月29日に電話にて確認を取りました。権利移転の詳細ですが、譲渡人は県外在住の高齢者で、住居、空き家を含めた農地の管理が難しいため困っていたところ、親族の中に譲受人の知り合いがあり、何度か会って話をする中で民泊経営をしながら農地の管理をするということで話がまとまりました。譲受人の耕作状況ですが、農業機械作業も含め地区住民の協力を得て野菜作り等の勉強をしていくようです。軽トラックは所有していますが、農業機械はレンタルして耕作していく見込みです。その他指摘事項はございません。ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号11について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号11でございますが、市外の譲渡人が、八束の譲受人に、申請農地、田1筆3,391m<sup>2</sup>、畠1筆223m<sup>2</sup>を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、42番推進委員さんから説明をお願いいたします。

42番推進委員 はい。

議長 はい、42番推進委員。

42番推進委員 42番推進委員です。

12月3日に譲渡人と譲受人に話を聞きました。権利移転する事由の詳細ですが、関係は叔母とめいの関係になります。譲渡人は市外に住んでおり、もうこの土地を管理するのが困難なことで譲受人に贈与するという話でした。譲受人は5年前より大阪から移住してこられて、今はメインでトマトを7棟、今年からこの譲り受けた土地で米を作つておられます。今後も米を作りたいとのことで作業を続けるということです。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号12について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号12でございますが、市外の譲渡人が、八束の譲受人に、申請農地、畠1筆301m<sup>2</sup>を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、43番推進委員さんから説明をお願いいたします。

43番推進委員 議長。

議長 はい、43番推進委員。

43番推進委員 43番です。

12番についてですが、12月7日の日に譲受人立会いの下に現地確認を行いました。譲渡人は県外のため、電話にて確認しました。所有権移転の理由ですが、譲渡人は現在県外に在住していて、今後地元に帰る予定はなく、家と土地の処分を不動産業者に依頼されたそうです。譲受人についてですが、のんびりと安心して暮らせる田舎に住みたくて家を探していたところ、今回この蒜山でこの家を見つけられ購入することとなりました。今回の申請地は、この家に隣接する畠になります。取得後は家庭菜園を中心に、可能であれば野菜などを栽培して販売もしていきたいとのことでした。今は本格的な農機具はありませんが、この土地の管理に必要な耕運機、草刈り機は所有されており問題はないと思われます。その他指摘事項はありませんので、審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか、よろしいですか。

＜「質疑なし」の声＞

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第49号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第49号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は2件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、電気工事業を営んでおります。現在、既存の倉庫を工事に伴う準備等の作業場として使用していますが、手狭となり、

作業することが不便となってきたことから、申請農地、田1筆264m<sup>2</sup>を、露天作業場とするため、転用申請するものです。農地区分は、1種農地と判断されます。なお、備考欄に記載のとおり、農振農用地区域からの除外は完了しております。転用に伴う費用は、土地造成[REDACTED]円となっております。資金の内訳ですが、自己資金[REDACTED]円で、残高証明により資金の確認はできております。添付書類といたしまして、被害防除計画書のほか土地利用計画図等造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 議長。

議長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 27番です。

転用しようとする事由は、今回の申請地の反対側に倉庫、車庫など申請人の建屋がありますが、手狭になり、前の道路の下の田を道路と同じ高さに埋め上げ、作業場などに利用する予定とのことでした。申請地の位置としては、[REDACTED]の部落内の道路の下側になります。周囲の状況は、東が田、西が道路、南が他家の庭、北が少しの空き地になっております。周辺農地への影響ですが、露天の作業場のため、何ら影響はないと思われます。その他指摘事項はございません。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人（落合）は、既存の墓地が他者所有の墓地に設置され借地であること、また山間部にあり参拝や掃除等管理が不便であることから、申請農地、畠1筆19m<sup>2</sup>を、墓地用地とするため、転用申請するものです。農地区分は、3種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地造成[REDACTED]円、建物施設[REDACTED]円となっており、資金の内訳ですが、自己資金[REDACTED]円で、残高証明により資金の確認ができます。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等墓地造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、29番推進委員さんから説明をお願いいたします。

29番推進委員 議長。

議 長 はい、29番推進委員。

29番推進委員 29番です。

番号2について、11月29日、申請人立会いにて現地確認をしました。転用しようとする事由の詳細について、現在墓地は少し高いところにあり、本家の墓地内にあります。今後、年を取るに当たり、家の近くに移転しようと思うものです。申請地の位置等は、国道181号線より北に約800m、市道■線の北側にあります。周辺の状況は、東に実家、西、畠、南に畠、北に畠となっています。周辺農地への影響はありません。その他指摘事項もありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第49号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日ご審議いただく案件は2件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（北房）は、現在久世のアパートに住んでいますが、将来のことを考え、実家近くに居住するため、申請農地、田1筆350m<sup>2</sup>を、譲渡人（北房）から譲受け、居宅1棟を建築するため、転用申請するものです。農地区分ですが、2種農地と判断されます。建蔽率は、25.7%となっております。転用に伴う費用ですが、土地造

成 [REDACTED] 円、建物施設 [REDACTED] 円となっております。資金の内訳として、借入金 [REDACTED] 円で、金融機関の融資証明により資金の確認がでております。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等建築に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 22番推進委員です。

先ほど3条でもお話ししましたが、12月2日に譲渡人と話と現地調査もいたしました。譲受人は現在借家に住んでおりますが、来春家族が増えるために現在の住居が手狭になり、自分たちの家を建て、将来子供たちに土に触れさせたいという計画を持っております。申請地の位置ですが、申請地は譲渡人の住居から約50mほど離れた場所にあり、前側には既に3軒建っております。周囲の状況は、東が宅地、西が田、南が田、北が田となっております。申請地に隣接した農地、宅地がありますが、日照、風通しなどに支障を来すことはないと思われますので審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、使用借人（市内法人）は、建築業を営んでおります。このたび、使用借人は市が発注する久世公民館仮移転工事を受注しました。今工事による仮移転は、旧真庭高校久世校地の校舎の一部を利用する計画となっており、その改築に伴い下水道施設を整備するため、申請農地、田1筆3,492m<sup>2</sup>のうち8m<sup>2</sup>を、使用貸人（地方自治体）から借り受け、下水道管の埋設用地とするため、一時転用申請をするものです。下水道管を埋設する工事であるため、現況どおり埋め戻せる設計になっており、期間満了後は農地として利用する計画となっております。一時転用期間は、令和7年12月20日から令和8年3月31日となっております。農地区分は、都市計画法による用途区域内の農地であるため3種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、工事費 [REDACTED] 円となっております。本案件につきましては市が発注する工事であり、令和7年度において工事に係る費用の全額が予算計上されています。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等下水管埋設に関する書類一式が添付されております。申請地周辺

に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 この案件は私が担当ですので説明させていただきます。

12月4日に話を伺い、現地確認をいたしました。真庭市が岡山県から譲ってもらうところでございます。建設課の担当者から話を伺いました。転用しようとする事由の詳細ですけど、事務局が話されたように久世公民館が耐震等のことで移転することとなり、旧真庭高校久世校地内の校舎、旧同窓会館跡でございますが、ここに仮移転することとなりました。そのため、下水道施設を整備することとなり、下水道を農地に埋設して市道に通っている管に接続するという工事でございます。申請地の位置ですけど、旧真庭高校久世校地の東側で旭川堤防との間の農地でございます。周辺の状況ですけど、東が旭川堤防、西は旧真庭高校久世校地、南側は市道、北は旧真庭高校久世校地でございます。周辺農地への影響は何もないものというふうに思っております。慎重審議のほうをよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第51号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第51号、農用地利用集積等促進計画の公告について。

なお、議案8ページ、申請番号2132-1につきましては、申請人

からの申出があり取下げとなっております。

それでは、議案7ページにお戻りください。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得するのと同時に、受け手に対して転貸による貸借権設定を同時に行うもので、田33筆、畠8筆が貸借権設定されるものでございます。案といたしまして、令和8年1月9日付で公告の予定でございます。内容については全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、報告第19号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 報告第19号についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

報告第19号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の2件がございました。添付書類等もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願ひいたします。

議長 報告第19号につきまして、質問、意見等ございましたらお願ひいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前10時50分 閉会)

